

7 課税標準額等に関する調

区 分		特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計	
			法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	
決 定 価 格 ( A )			288,479,624,855	100,262,295,918	164,261,347,802	23,955,981,135	
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に な る 額	法 第 三 四 九 条 の 三	第9項 (日本放送協会)	1/2	42,179,206	31,597,860	10,251,169	330,177
		第10項 (日本原子力研究開発機構)	1/3	3,947,610	-	84,381	3,863,229
		2/3	3,352,812	-	763,890	2,588,922	
	第11項 (登録有形文化財等)	1/2	4,802,305	3,279,365	1,313,537	209,403	
	第15項 (宇宙航空研究開発機構)	1/3	220,520	-	316	220,204	
		2/3	735,359	-	505,148	230,211	
	第16項 (海洋研究開発機構)	1/3	150,249	-	150,249	-	
		2/3	745,709	541,588	204,121	-	
	第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	2/3	-	-	-	-	
		4/5	-	-	-	-	
	第19項 (水資源機構)	1/2	9,719	-	9,719	-	
		3/4	55,664	-	50,049	5,615	
	第20項 (特定地方交通線)	1/4	1,582,657	22,443	1,407,101	153,113	
	第22項 (科学技術振興機構)	1/2	-	-	-	-	
	第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	1/3	27,489	27,489	-	-	
		2/3	876	876	-	-	
	第24項 (関西国際空港株式会社)	1/2	389,673	-	-	389,673	
	第26項 (信用協同組合等)	3/5	232,732,895	67,084,392	150,523,357	15,125,146	
	第29項 (中部国際空港)	1/2	97,437	-	97,437	-	
	第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/3	-	-	-	-	
	第32項 (自動車安全運転センター)	1/3	10,638	-	10,638	-	
	第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	-	-	-	-	
	法 附 則 第 一 五 条	第1項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	12,974,996	5,558,739	6,130,755	1,285,502
			7/8	1,241,293	-	-	1,241,293
		第5項 (特定路外駐車場)	7/8	47,928	-	47,928	-
		第8項 (心身障害者多数雇用事業所)	5/6	301,725	70,223	120,500	111,002
		第9項 (外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産)	1/2	324,145	309,337	14,808	-
			3/5	70,677	70,677	-	-
		第18項 (中核的地方卸売市場構築事業)	2/3	290,677	-	290,677	-
		第20項 (鉄道施設、軌道施設の貸付けを行う法人)	3/4	311,223	297,756	13,467	-
		第23項 (並行在来線の譲受資産)	1/2	509,619	-	302,018	207,601
		第26項 (鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事)	2/3	704,976	112,267	548,481	44,228
		第30項 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等)	1/2	12,967,467	3,661,884	9,259,060	46,523
第31項 (都市利便施設)		1/2	14,603,186	14,603,186	-	-	
第33項 (成田国際空港株式会社)		3/4	284,148	-	284,148	-	
第34項 (国立大学の校舎)		1/2	73,621	-	73,621	-	
第35項 (特定重要港湾施設)		1/2	68,919	55,415	-	13,504	
第36項 (都市鉄道施設及び駅付帯設備)		2/3	6,662	-	6,662	-	
第38項 (特定外貿埠頭指定会社等)	1/2	635,846	635,846	-	-		
	3/5	-	-	-	-		
第40項 (郵便事業株式会社等)	1/2	247,857,886	93,499,841	134,157,156	20,200,889		
第41項 (鉄道事業再構築事業)	1/4	17,925	-	2,656	15,269		
第43項 (重要無形文化財の公演施設)	1/2	2,095	-	2,095	-		
第46項 (特定用途港湾施設)	1/2	-	-	-	-		

				全国計	大都市計	都市計	町村計
区	分	特 例 率	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上	法定免税点以上	法定免税点以上	法定免税点以上
				のもの(千円)	のもの(千円)	のもの(千円)	のもの(千円)
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 ら る 額	法 第 一 附 則 第 五 条	第2項 (三島特例) ※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	17,247,036	4,327,265	11,862,856	1,056,915
		第1項 (三島等に係る承継特例)	3/5	3,744,591	1,762,775	1,859,940	121,876
	則 条 三	第1項 ( ) 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	13,230,041	3,360,938	8,330,363	1,538,740
		第2項 (三島等に係る基盤整備事業)	-	920,488	617,997	302,491	-
	四 年 間 八 割 七 割 特 例 条	第2項 (三島等に係る基盤整備事業) 法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	29,931	6,533	18,304	5,094
		第3項 (地下道等)	1/2	227,957	216,665	11,292	-
	六 年 間 三 割 二 割 特 例 条	第10項 (特定地方交通線)	1/4	49,746	-	8,649	41,097
		第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
	三 年 間 特 例 条	第3項 (都市基盤整備公団)	1/3	-	-	-	-
		第5項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	-	-	-	-
	平 成 七 年 附 則 第 六 条	第5項 (日本電気計器検定所)	1/6	192,942	190,684	-	2,258
		第5項 (日本消防検定協会)	1/6	1,003,055	923,858	79,197	-
	平 成 十 年 附 則 第 十 一 条	第5項 (小型船舶検査機構)	1/6	278,115	119,689	158,426	-
		第5項 (軽自動車検査協会)	1/6	729,397	172,828	500,945	55,624
	平 成 十 三 年 附 則 第 十 一 条	第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	-	-	-	-
		第5項 (都市基盤整備公団)	1/2	-	-	-	-
	平 成 十 四 年 附 則 第 十 一 条	第9項 (指定法人等の大規模外資埠頭)	1/2	926,279	926,279	-	-
		第8項 (高圧ガス保安協会)	1/6	-	-	-	-
	平 成 十 五 年 附 則 第 十 一 条	第9項 (日本電気計器検定所)	1/3	468,990	138,516	330,474	-
		第9項 (日本消防検定協会)	1/3	-	-	-	-
	平 成 十 七 年 附 則 第 十 七 条	第9項 (小型船舶検査機構)	1/3	408,456	265,863	142,593	-
		第9項 (軽自動車検査協会)	1/3	1,828,844	625,755	1,122,066	81,023
	平 成 十 八 年 附 則 第 十 三 条	第11項 (高圧ガス保安協会)	1/3	-	-	-	-
第23項 (国の機関との共同研究施設)		3/4	-	-	-	-	
平 成 十 九 年 附 則 第 十 三 条	第9項 (社会保険診療報酬支払基金)	1/6	1,966,042	1,966,042	-	-	
	第10項 (自動車安全運転センター)	1/6	-	-	-	-	
平 成 十 年 附 則 第 十 七 条	第14項 (特定路外駐車場)	5/6	-	-	-	-	
	第8項 (農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/3	1,006	-	1,006	-	
平 成 十 一 年 附 則 第 十 三 条	第15項 (特定路外駐車場)	2/3	6,509	-	6,509	-	
	第17項 (介護老人保健施設)	7/8	-	-	-	-	
平 成 十 二 年 附 則 第 十 三 条	第17項 (介護老人保健施設)	7/8	1,194,777	486,919	592,149	115,709	
	第18項 (外資埠頭公社が平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産)	1/2	171,652	164,367	7,285	-	
平 成 十 三 年 附 則 第 十 三 条	第25項 (中核的卸売市場構築事業)	1/5	917,577	806,802	85,120	25,655	
	第27項 (中核的卸売市場構築事業)	1/2	579,997	-	579,997	-	
平 成 十 四 年 附 則 第 十 三 条	第27項 (利用者利便の向上に資する駐車場等)	2/3	17,780	17,780	-	-	
	第2項 (高圧ガス保安協会)	1/2	-	-	-	-	
平 成 十 五 年 附 則 第 十 三 条	第3項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	10,154,424	2,341,590	7,001,780	811,054	
	第5項 (特定路外駐車場)	5/6	-	-	-	-	
平 成 十 六 年 附 則 第 十 三 条	第5項 (特定路外駐車場)	7/8	56,473	-	56,473	-	
	第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	1/2	-	-	-	-	
平 成 十 七 年 附 則 第 十 三 条	第6項 (国立大学法人等との共同研究施設)	3/4	-	-	-	-	
	第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	1/2	-	-	-	-	

区		分	特 例 率	全国計	大都市計	都市計	町村計
				法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)	法定免税点以上 のもの(千円)
課 税 標 準 の 特 例 に よ り 減 額 に 関 する 額	平 成 二 十 年 附 則 第 十 条	第4項 (日本電気計器検定所)	1/2	118,150	118,150	-	-
		第4項 (日本消防検定協会)	1/2	-	-	-	-
		第4項 (小型船舶検査機構)	1/2	690	-	690	-
		第4項 (軽自動車検査協会)	1/2	413,747	109,240	232,190	72,317
		第12項 (外貿埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日 までに取得した資産)	1/2	62,310	24,770	-	37,540
		第17項 (中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	32,373	-	1,102	31,271
	平 成 二 十 一 年 附 則 第 八 条	第4項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2	17,991,599	7,155,077	7,358,466	3,478,056
			5/6	-	-	-	-
		第10項 (地下駅火災対策施設)	2/3	-	-	-	-
	平 成 二 十 二 年 附 則 第 十 一 条	第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備)	2/3	-	-	-	-
		第16項 (利用者利便の向上に資する停車場等)	3/4	4,126	2,541	1,585	-
		第19項 (特定用途港湾施設)	1/2	-	-	-	-
		第20項 (一般廃棄物処理施設)	1/2	1,329,661	-	1,276,710	52,951
		第22項 (鉄道再生事業)	1/4	-	-	-	-
	計		(B)		660,640,594	248,278,107	358,553,802
課税標準額 (A) - (B)				287,818,984,261	100,014,017,811	163,902,794,000	23,902,172,450